

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	夜間中学の設置・充実に向けた最近の動き
著者 / 所属	山下 慶洋 / 文教科学委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	439号
刊行日	2021-10-1
頁	27-36
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/ripou_chousa/backnumber/20211001.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75013) / 03-5521-7686 (直通))。

夜間中学の設置・充実に向けた最近の動き

山下 慶洋

(文教科学委員会調査室)

1. はじめに
2. 夜間中学の現状と背景
3. 政府の対応
4. 各自治体における主な動向
5. 国会での主な議論
6. おわりに

1. はじめに¹

平成 28 年 12 月に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」(平成 28 年法律第 105 号。以下「教育機会確保法」という。)が議員立法で成立した。教育機会確保法第 14 条は、全ての地方公共団体に中学校夜間学級(以下「夜間中学」という。)の設置を含む就学機会の提供等の措置を講ずることを義務付けており、同法第 7 条に基づく基本指針においても、全ての都道府県に少なくとも一つは夜間中学を設置することを掲げている。

これを受け、昨今、各自治体において、夜間中学の設置・充実に向けた動きが見られているところであり、また、本年 1 月の衆議院予算委員会における、今後 5 年間で全ての都道府県・指定都市に夜間中学が少なくとも一つ設置されることを目指すとした菅内閣総理大臣の答弁²などもある中で、今後さらに設置数は増加するものと思われる。

本稿では、夜間中学の現状や背景とともに、政府の対応や各自治体における主な動向を概観しつつ、国会での主な議論に言及する。

2. 夜間中学の現状と背景

(1) 夜間中学とは

¹ 本稿は、令和 3 年 8 月 31 日までの情報を基に執筆している (URL の最終アクセスの日付も同日)。

² 第 204 回国会衆議院予算委員会議録第 2 号 20 頁 (令 3. 1. 25)

夜間中学とは、市町村や都道府県が設置する中学校において、夜の時間帯等に授業が行われ、正規の中学校の教育課程を提供するものである³。授業料は無償であり、週5日間の授業が行われる（図表1）。公立中学校と同様に教員が授業を行い、全ての課程を修了すれば中学校卒業となる。夜間中学は、戦後の混乱期の昭和20年代初頭頃に、生活困窮などの理由により昼間に就労等をせざるを得ない学齢生徒が多くいたことを踏まえ、義務教育の機会を提供するために設けられていた。経済成長等に伴い、40年代前半に20校まで減少したが、その後は差別や貧困などで通えなかった在日韓国・朝鮮人の増加や、就労等で来日する外国人等の増加などもあり、50年代後半に向けて学校数は増えたものの、横ばい傾向にあった。

図表1 夜間中学の生活の一例

● 17:00	登校	
● 17:25	ホームルーム	
● 17:30	一時間目	国語
● 18:10	給食	
● 18:40	二時間目	英語
● 19:25	三時間目	家庭科
● 20:10	四時間目	数学
● 20:50	ホームルーム	
● 21:00	下校	

（出所）文部科学省「夜間中学の必要性と文部科学省における取組について」（令和3年2月）

（2）夜間中学の現状

ア 設置状況

近年は、各地で設置に向けた動きが広がっている。令和元年度に2校（埼玉県川口市、千葉県松戸市）、2年度に1校（茨城県常総市）、3年度には全国初の県立として高知県、徳島県でそれぞれ1校ずつ設置され、12都府県で計36校となっている（図表2）。なお、4年度に北海道札幌市、神奈川県相模原市、香川県三豊市、福岡県福岡市が、5年度には千葉県千葉市、静岡県、兵庫県姫路市が、それぞれ開校を目指している⁴。

イ 生徒数・構成等

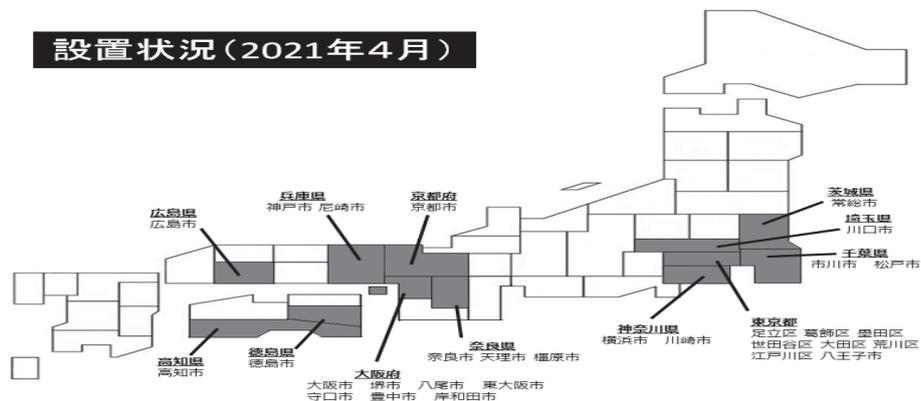
文部科学省が実施した「令和元年度夜間中学等に関する実態調査」（令和2年1月時点。以下「令和元年度調査」という。）によれば、生徒数は1,729名であり、そのうち、日本国籍を有しない者が80.0%、義務教育未修了者が11.4%、入学希望既卒者⁵が8.6%をそれぞれ占める。生徒の年齢は60歳以上が23.4%、20～59歳が57.5%、16～19歳が19.1%となっている。卒業後の進路については、高等学校進学が58.8%、就職が14.9%などとなっている。

³ 公立ではなく、民間ボランティアの人たちの協力を得て、任意団体などが実施する自主夜間中学や識字講座などの取組もある。ただし、卒業にも、義務教育の課程を修了したことにもならない。

⁴ 第204回国会参議院文教科学委員会会議録第3号4頁（令3.3.16）、『神奈川新聞』（令3.2.10）、『朝日新聞』（令3.8.28）、『神戸新聞』（令3.6.12）、『日本教育新聞』（令3.6.14）、『静岡新聞』（令3.6.3）

⁵ 不登校など様々な事情により実質的に十分な教育を受けられないまま学校の配慮等により卒業した者のうち、中学校で学び直すことを希望する者

図表2 夜間中学の設置状況



(出所) 文部科学省HP <https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/yakan/index.htm>

(3) 夜間中学をめぐる背景

ア 入学理由

令和元年度調査によれば、夜間中学に入学する理由として、日本国籍の者は、中学校の学力を身に付けたいため (38.3%)、中学校教育を修了しておきたいため (20.0%)、高等学校に入学するため (19.4%) などを挙げ、また、外国籍の者は、日本語が話せるようになるため (47.3%)、読み書きができるようになるため (18.4%)、高等学校に入学するため (15.7%) などを挙げている。

イ ニーズ

夜間中学のニーズに関し、平成 22 年国勢調査⁶において、多くは戦後の混乱期に十分に義務教育を受けられなかった未就学者⁷が、全国に少なくとも 12 万人以上存在することが明らかになっていた。

また、文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」(令和元年度)によれば、令和元年度の国公私立小・中学校の不登校児童生徒数は、約 18 万 1,200 人に上り、平成 24 年度以降、小、中学校ともに増加傾向にある(図表 3)。

不登校の児童生徒に対しては、教育機会確保法に基づく基本指針等に、社会的に自立できるよう個々の状況に応じた必要な支援を行うことなどが基本的考え方として示され、その具体例として、不登校特例校⁸やフリースクール⁹、夜間中学への通学などが挙げられている。令和元年度調査では、夜間中学に通う学齢期の不登校生徒はゼロであったが、今後、夜間中学を選択する児童生徒が出てくる可能性もある¹⁰。

⁶ 未就学者の調査は 10 年ごとの大規模調査時に実施、直近は平成 22 年国勢調査(令和 2 年国勢調査は未公表)

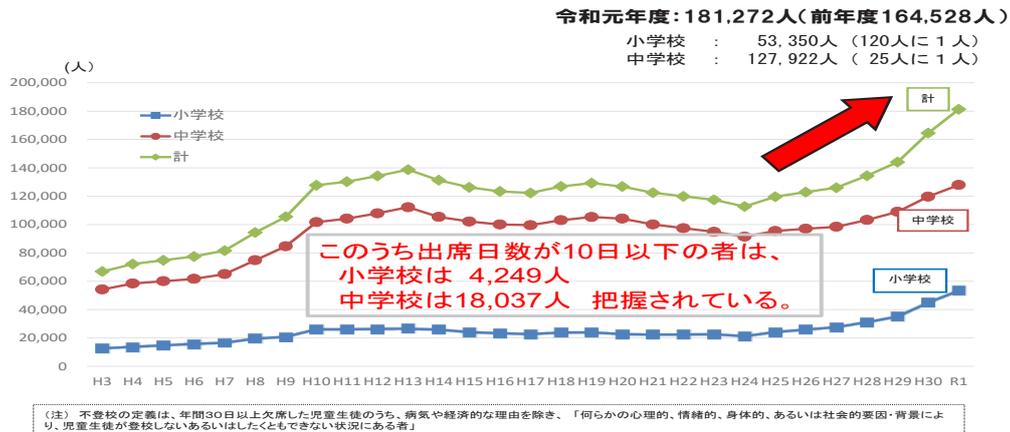
⁷ 平成 22 年国勢調査では「(小学校に) 在学したことのない人又は小学校を中途退学した人」を指し、「小学校卒業後に中学校に在学したことのない人又は中学校を中途退学した人」を含んでいないため、文部科学省は国勢調査の調査方法の改善を総務省に要望し、令和 2 年国勢調査より、在学中又は卒業者の選択肢が「小学・中学」から「小学」及び「中学」に分割され、義務教育未修了者全体を把握できるようにした。

⁸ 不登校児童生徒の実態に配慮して特別に編成された教育課程に基づく教育を行う学校で、平成 17 年の学校教育法施行規則改正で制度化された。令和 3 年 4 月 1 日現在、指定校数 17 校(公立 8、私立 9)。

⁹ 不登校の子供に対し、学習活動、教育相談、体験活動などの活動を行っている民間の施設

¹⁰ 香川県三豊市教育委員会は、来春開設の夜間中学に不登校の中学生を受け入れる準備を進めていることを明

図表3 不登校児童生徒の推移（国公立小・中学校）



(出所) 文部科学省「夜間中学の必要性と文部科学省における取組について」(令和3年2月)

また、夜間中学に通う可能性がある外国人としては、大きく二つの場合が想定される。一つは、母国で義務教育を受けることが出来ないまま就労等のために来日した人たちで、もう一つは、その来日した家族の学齢相当の子供で、現在は就学しておらず、将来的に夜間中学に通うものと考えられる人たちである。

我が国に在留する外国人¹¹は、平成25年の207万人から令和元年の293万人と約90万人増加している。また、文部科学省「外国人の子供の就学状況等調査結果(確定値)」(令和2年3月公表)によれば、学齢相当の外国人の子供のうち、就学状況が確認できないなど不就学の可能性があると考えられる子供の数は、約2万人前後とみられる(図表4参照、不就学の可能性がある③～⑤の人数計約1.2万人に加え、学齢相当の子供の人数全体を⑥調査結果(113,698人)と⑦住民基本台帳上(123,830人)とで比較すると約1万人の乖離が見られるため、その人数をすべて不就学とみなし、それらを合計した場合)。不就学の子供は、まずは日本語指導も含めて通常の義務教育が受けられるものの、夜間中学への潜在的なニーズがあるものと考えられる。

図表4 学齢相当の外国人の子供の就学状況

区分	就学者数			③不就学	④出国・転居 (予定を含む)	⑤就学状況 確認できず	⑥計	(参考) ⑦学齢相当の外国人の子供の 住民基本台帳上の人数
	①義務教育諸学校	②外国人学校等						
小学生相当 計	68,237	3,374	399	2,204	5,892	80,106	87,033	
(構成比)	85.0%	4.2%	0.5%	2.8%	7.4%	100.0%		
中学生相当 計	28,133	1,649	231	813	2,766	33,592	36,797	
(構成比)	83.7%	4.9%	0.7%	2.4%	8.2%	100.0%		
合計	96,370	5,023	630	3,017	8,658	113,698	123,830	
(構成比)	84.8%	4.4%	0.6%	2.7%	7.6%	100.0%		

(注) 上記の④出国・転居(予定を含む)は、住民基本台帳に記載が残っているが、実態としては既に出国・転居していること又は近日中にその予定であることが確認できた者を指す。なお、出国すれば不就学は当然であるが、転居の場合は国内での転居後に不就学となっている可能性があると考えられる。

(出所) 文部科学省「外国人の子供の就学状況等調査結果(確定値)(令和2年3月公表)より作成

らかにした(『産経新聞』(令3.8.24))。文部科学省によれば、全国初の試みとなる。

¹¹ 法務省「令和元年末現在における在留外国人数について」

3. 政府の対応

(1) 夜間中学の設置の促進に向けた閣議決定等

教育機会確保法に基づき、文部科学大臣は平成 29 年 3 月に基本指針を策定した。

平成 30 年 6 月閣議決定の第 3 期教育振興基本計画において、「教育機会確保法等に基づき、全ての都道府県に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう促進するとともに、夜間中学の教育活動の充実や受け入れる生徒の拡大を図る」と明記している。

令和元年 6 月の関係閣僚会議決定の「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（改訂）においては、夜間中学について、①本国や我が国において義務教育を十分に受けられなかった者にとって、社会的・経済的自立に必要な知識・技能等を修得し得る教育機関であり、②全ての都道府県や指定都市に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう、新設準備に伴うニーズの把握や設置に向けた取組の支援、地方公共団体向けの研修会の開催、広報活動の充実を通じてその促進を図ることが明記された。

令和元年 11 月に閣議決定された「子供の貧困対策に関する大綱」においても、「人口規模や都市機能に鑑み、全ての指定都市において夜間中学が設置されるよう促進すること等」が盛り込まれている。

日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第 48 号）に基づく「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」（令和 2 年 6 月 23 日閣議決定）にも、全ての都道府県・指定都市における夜間中学の設置の促進の趣旨が規定されている。

令和 3 年 1 月の衆議院予算委員会において、夜間中学の設置について、菅内閣総理大臣は、引き続き夜間中学の教育活動を支援するとともに、今後 5 年間で全ての都道府県・指定都市に夜間中学が少なくとも一つ設置されることを目指し、全国知事会や指定都市市長会の協力を得て、取り組んでいく¹²旨答弁し、目標とする整備時期について言及した。

なお、平成 28 年の教育機会確保法の成立以降の政府の主な取組は、図表 5 のとおりとなっている。

図表 5 教育機会確保法成立後の政府の主な取組

年月	主な取組
平 28. 12	教育機会確保法の成立
平 29. 3	教育機会確保法に基づく基本指針の策定
平 29. 11	教育機会確保法を踏まえ、夜間中学の設置等の検討状況や現状等についての詳細な実態調査を実施
平 30. 3	【夜間中学設置に係るニーズ調査ガイドラインの公表】 これまで地方公共団体等を対象に行ってきた調査研究の成果を踏まえて、各自治体において夜間中学の設置を検討するに当たって行う効果的なニーズ把握の方法等を取りまとめ、ウェブサイト公表
平 30. 6	【「第 3 期教育振興基本計画」閣議決定】 教育機会確保法等に基づき、全ての都道府県に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう促進すること等を明記⇒各都道府県等に夜間中学等の設置の取組をより一層推進する通知を发出（平 30. 8）
平 30. 11	【夜間中学設置推進・充実協議会を設置】 教育機会確保法附則第 3 条 ¹³ を踏まえ、同法の施行状況について検討を加えるため、学識経験者や夜

¹² 第 204 回国会衆議院予算委員会議録第 2 号 20 頁（令 3. 1. 25）

¹³ 政府は、義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、この法律の施行後 3 年以内にこの法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づき、

	間中学を設置する自治体、自主夜間中学の関係者などをメンバーとする協議会の設置
平 30. 12	【外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策を関係閣僚会議で決定】 新たな在留資格の創設を踏まえた外国人の受入れ・共生のための対応策に夜間中学の設置促進・充実を位置付け
令元. 6	【外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について関係閣僚会議で決定】 全ての都道府県、指定都市において夜間中学が設置されるよう、新設準備に伴うニーズの把握や設置に向けた取組の支援とともに、日本語指導を含む教育活動の充実の位置付け 【「経済財政運営と改革の基本方針（骨太方針）2019」閣議決定】 初めて「夜間中学の設置促進」を書き込む 【教育機会確保法の施行状況に関する議論のとりまとめ（夜間中学設置推進・充実協議会等）】 夜間中学の現状と課題の検証、設置推進・充実を図る観点から総合的な推進方策についてとりまとめ
令元. 11	【「子供の貧困対策に関する大綱」閣議決定】 全ての都道府県に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう、また、人口規模や都市機能に鑑み、全ての指定都市での夜間中学の設置の促進、夜間中学の教育活動の充実や受け入れる生徒の拡大を図ること等を明記
令 2. 6	【「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」閣議決定】 全ての都道府県や指定都市に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう、新設準備に伴うニーズの把握や設置に向けた取組の支援、地方公共団体向けの研修会の開催や広報活動の充実を通じた促進を図ること等を明記
令 2. 7	【「経済財政運営と改革の基本方針（骨太方針）2020」閣議決定】 多様な生徒を受け入れる夜間中学の設置を促進と明記
令 3. 6	【「経済財政運営と改革の基本方針（骨太方針）2021」閣議決定】 夜間中学の設置の推進を明記

（出所）文部科学省資料等より作成

（２）入学希望既卒者¹⁴や不登校の学齢生徒等への対策等

平成 27 年 7 月、文部科学省は、入学希望既卒者に対し、夜間中学での受入れが可能であることを明確にした¹⁵。平成 28 年 6 月に小学校未修了者¹⁶が中学校相当年齢に達し、夜間中学への入学を希望する場合に入学を認めるとした通知¹⁷、同年 9 月には不登校の学齢生徒でも本人が希望すれば受入れも可能であることを明確化するなど総合的な不登校児童生徒への支援に関する通知¹⁸をそれぞれ発出している。

平成 29 年 7 月の文部科学省の調査においては、入学希望既卒者 73 名が夜間中学に通っていることが判明した。また、令和元年 10 月、文部科学省は、不登校児童生徒の多様な教育機会の確保という観点から、不登校となっている学齢生徒の夜間中学での受入れも可能とする通知¹⁹を改めて発出した。

（３）その他の文部科学省の主な取組

文部科学省においては、①都道府県が設置する夜間中学の教職員給与を公立中学校と同

教育機会の確保等の在り方の見直しを含め、必要な措置を講ずるものとする。

¹⁴ 前掲脚注 5 と同じ

¹⁵ 「義務教育修了者が中学校夜間学級への再入学を希望した場合の対応に関する考え方について（通知）」（平 27. 7. 30 文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長）

¹⁶ 保護者による虐待、無戸籍といった複雑な家庭の事情等により、居所不明や未就学期間が生じるケースがある中で、小学校等を未修了のまま中学校等への進学を希望する者

¹⁷ 「小学校等の課程を修了していない者の中学校等入学に関する取扱いについて（通知）」（平 28. 6. 17 文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長）

¹⁸ 「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」（平 28. 9. 14 文部科学省初等中等教育局長）。しかし、後掲脚注 19 の通知が発出されたことに伴い、本通知は廃止された。

¹⁹ 「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」（令元. 10. 25 文部科学省初等中等教育局長）

様の国庫補助（1／3）の対象に追加する（平 29.3 義務教育費国庫負担法改正）、②学習指導要領（平 29.3 告示）の総則に学齢経過者への配慮を明記する、③「夜間中学の設置・充実に向けて【手引】」（第2次改訂版）を平成30年に発行するなど、夜間中学の設置・充実のための取組を実施している。

また、令和3年度予算では、夜間中学の設置促進・充実（0.75億円）として、①夜間中学新設準備・運営補助（補助事業）や②夜間中学における教育活動充実（委託事業）が措置された。特に①においては、未設置地域の設置を促すため、準備2年、開設後3年の計5か年の補助事業を令和8年度までに段階的に行うこととしている。

4. 各自治体における主な動向²⁰

各自治体においては、夜間中学の設置に向け、開校時期を明らかにしたところや、設置の前段階としてのニーズ調査や課題を探るなど、様々な動きが見られる（図表6）。

図表6 各自治体の主な動向

道県市名		年月	主な動向
北海道	札幌市	令2.12	教育委員会会議において、札幌市公立夜間中学設置基本計画案（令和4年4月に単独校として開設）が承認 令和4年4月の開校に当たり、教育委員会は近隣の11市町村からも生徒を受け入れることを発表
		令3.7	
福島県		令3.7	教育委員会は、県内の市町村が令和5年4月、または6年4月に開校した場合に開校準備費用などを補助することを公表
茨城県	常総市	令2.4	市立水海道中学校夜間学級を開校
埼玉県	川口市	令元.4	市立芝西中学校陽春分校を開校
千葉県	松戸市	令元.4	市立第一中学校みらい分校（入学者数22名）を開校 旧小学校の校舎を利用して設けている教育複合施設に夜間中学を設置し、令和5年4月から開校することを公表
	千葉市	令3.6	
神奈川県	相模原市	令2.11	市議会本会議で、教育長が県教育委員会とも連携し、県内他市町村からも生徒を受け入れる広域的な夜間中学について、令和4年4月の設置を目指し調整を進めていくという考えを表明 教育委員会は、県内在住の入学希望者を対象にした説明会を開始
		令3.8	
静岡県		令3.6	教育委員会は、令和5年度の開校を目指して有識者会議の初会合を開く
三重県		令3.6	教育委員会は、8月から11月に津市と四日市市で夜間中学のニーズや課題を検証する場としての体験教室を開校することを表明
兵庫県	姫路市	令3.6	市が令和5年4月の開校を目指すことを表明
鳥取県		令2.7	定例教育委員会で、県立夜間中学の設置検討を決定 教育委員会の第1回設置検討委員会で、十分に学習できなかった形式的な卒業者や外国籍の人に加え、不登校生徒も対象にする方針を確認 教育委員会の第2回設置検討委員会では、ニーズ調査などを踏まえ、不登校生徒を対象外とする案を示したが、賛否両論で結論が出ず
		令2.9	
		令3.5	
岡山県		令3.3	教育委員会は、夜間中学の設置に向け、市町村教育委員会に検討を求める考えを表明
香川県	三豊市	令3.3	令和4年4月の開校を目指し、学識経験者らによる在り方検討委員会の初会合を開く

²⁰ 関係記事を基に作成しており、すべての動きを網羅しているわけではないことに留意が必要。なお、全国知事会議（令和3年6月10日開催）においてとりまとめられた「令和4年度国の施策並びに予算に関する提案・要望」には「夜間中学の設置促進に関する提言」のポイントとして、①夜間中学に在籍する多様な生徒へのきめ細かな対応ができるよう、教職員定数の拡充など支援策の充実を図ること、②「夜間中学新設準備・運営補助」に関する事業の補助率のかさ上げ、補助対象の拡大などの財政支援の充実、及び夜間中学の設置準備に係る定数措置の創設を図ること、などが挙げられている。

		令3.8	教育委員会は、来春開設の夜間中学で不登校の中学生の受入れ準備を公表
徳島県		令3.4	県立しらすぎ中学校（全国初の県立夜間中学校）を開校
高知県		令3.4	県立高知国際中学校夜間学級（全国初の県立夜間中学校）を開校
福岡県	福岡市	令3.8	教育委員会は、令和4年4月に夜間中学を設置する方針を公表
	大牟田市	令元.11	教育委員会で、教育長が令和3年度以降の開校を目指していることを表明
佐賀県		令3.8	教育委員会は、9月から夜間中学のニーズ調査を実施することを表明
長崎県		令元.6	県議会6月定例会で、教育長が県立での夜間中学設置検討を表明
		令3.3	県議会で、教育長が公立夜間中学の開設希望を募る調査に一定のニーズがあることを答弁
沖縄県	那覇市	令2.12	市議会の議長らが市長に夜間中学設置への取組を推進するよう求める決議を手交

（出所）文部科学省資料や報道記事より作成

5. 国会での主な議論

以下、夜間中学の設置・充実に向けた課題として、国会における主な議論を取り上げる。

（1）未設置の地域への国の取組

政府は今後5年間で全ての都道府県・指定都市で少なくとも一つ夜間中学が設置されることを目指すとしているが、令和3年4月現在、12都府県で36校にとどまっているため、未設置地域に対し、国としてできるだけ早期に設置に取り組む必要性が問われた。萩生田文部科学大臣は、地域のニーズや課題が様々であり、県や市からこういう学校が必要という認識を共有してもらい、国もできる支援は伴走してしっかりやっていると答弁した²¹。

（2）夜間中学のニーズの把握

未設置の地域においては、夜間中学の存在や意義、役割が十分には知られていないため、特に夜間中学を必要とする者のニーズが見えにくいことなどが考えられる。令和2年の国勢調査では、義務教育未修了者を調査対象とし、中学教育を終わっていない人を把握できるようになったが、そもそも読み書きができない人は国勢調査に答えていない可能性が非常に高く、国勢調査とは別の識字能力がない人にも答えられる調査が必要ではないかとの指摘があった²²。

文部科学省からは、周囲の支援者、関係者からのニーズ把握や、教育委員会と福祉部局等との連携も重要であるとした上で、ニーズ調査の実施方法として、有識者も検討し具体化したニーズ調査ガイドライン²³の中では、外国語の文章をセットにすることや、当事者を周りで支える福祉関係者が（夜間中学のパンフレットなどを）見られるところに置くという具体例も挙げられている。また、2年度の補助事業²⁴から、自治体が行うニーズ調査も補助対象として支援を行っていくとしている²⁵。

²¹ 第204回国会参議院予算委員会会議録第11号31頁（令3.3.15）

²² 第203回国会衆議院文部科学委員会会議録第2号19頁（令2.11.13）

²³ 平成29年度予算「中学校夜間学級の設置促進等推進事業」（調査研究）（平成30年3月、前掲図表5参照）

²⁴ 前掲3.（3）の令和3年度予算の①夜間中学新設準備・運営補助（補助事業）

²⁵ 第203回国会衆議院文部科学委員会会議録第2号19頁（令2.11.13）

（３）未設置の地域へのノウハウ共有や広報活動の必要性

夜間中学が未設置の地域においては、どうすれば開校できるか、そのノウハウ等も分からないのではないかとの声もある。このため、文部科学省に対し、未設置の地域に対して設置を促進できるよう、近年開校した自治体の良いノウハウ等を共有するなど広報活動も含めた取組を進めていくべきではないかとの指摘がなされた²⁶。

文部科学省からは、令和２年度予算から新たに夜間中学の新設準備・運営補助の事業²⁷を創設したほか、夜間中学を周知するポスターの作成や配布、夜間中学の設置・充実にに向けた手引の公表や取組を促す通知等の発出、自治体向けの夜間中学説明会や研修会などを行っているとの答弁があった。また、その中で、効果的なニーズ調査の方法に係る周知や、新たに開校した埼玉県川口市、千葉県松戸市、茨城県常総市における開校に向けたノウハウの共有の取組なども行っていると述べている²⁸。

（４）自主夜間中学への支援

公立の夜間中学が県内に設置されていたとしても、通学できる範囲は限られる。また、利用者の学びの継続性などを踏まえれば、公教育の活動を代替的に担う自主夜間中学の役割は大きいものと考えられることから、自主夜間中学を実施する上での施設利用料の免除措置などの財政的支援を含めた適切な支援措置を行うべきではないかとの指摘もあった²⁹。

これに対し、文部科学省は、自主夜間中学校等への支援として、運営に係る補助金の交付や委託事業が都道府県の 12.8%、政令指定都市の 40.0%でそれぞれ実施され、また、場所の提供が都道府県の 2.1%、政令指定都市の 45.0%でそれぞれ行われており、こうした支援について、教育委員会や社会教育関係者の会議で積極的に紹介してきており、今後とも各地方自治体の取組を促していくとしている³⁰。

（５）夜間中学の充実にに向けた課題

夜間中学の設置を増やしていくことは重要であるものの、夜間中学を更に充実させるために必要なことは何かについて、有識者への質疑があった³¹。

有識者からは、まずは設置の自治体格差を解消することが重要であり、既に設置された地域についても、専任の教員や養護教諭の配置、生徒の交通費の問題、給食の有無等の課題があると指摘された³²。

以上の主な議論を踏まえれば、夜間学校の設置者は、飽くまで都道府県や市町村であるため、各自治体の様々な事情を勘案して決めていくことが求められる。その際、先述（２）

²⁶ 第 204 回国会参議院文教科学委員会会議録第 3 号 4 頁（令 3.3.16）

²⁷ 前掲脚注 24 と同じ

²⁸ 第 204 回国会参議院文教科学委員会会議録第 3 号 4 頁（令 3.3.16）

²⁹ 第 204 回国会衆議院文部科学委員会会議録第 18 号 19 頁（令 3.6.9）

³⁰ 第 204 回国会衆議院文部科学委員会会議録第 18 号 19 頁（令 3.6.9）

³¹ 第 201 回国会参議院国民生活・経済に関する調査会会議録第 2 号 15 頁（令 2.2.19）

³² 第 201 回国会参議院国民生活・経済に関する調査会会議録第 2 号 15 頁（令 2.2.19）

に挙げられたニーズ調査によって、新たなニーズの掘り起こしにつながるのかどうか、引き続き注視していく必要がある。また、先述（3）のノウハウの共有や広報活動などによって、未設置地域の自治体が設置に向けて具体的に動き始める一つの契機になることが期待される。さらに、設置後においても、先述（5）の充実に向けた課題を一つでも多くクリアしていくことが望まれる。なお、地域の実情に応じた安定した教育環境が確立されるまでの過渡期には、自主夜間中学の役割は欠かせないものと考えられ、その支援が引き続き求められよう。

6. おわりに

夜間中学は、戦後の混乱期に就学できなかった学齢生徒に義務教育を提供するために始まり、経済成長等に伴い、減少した時期もあったが、現在では、不登校など様々な事情により十分な教育を受けられずに中学校を卒業した者や、我が国での生活基盤を安定させるべく、日本語を学びたい外国人などにとって、教育を受ける機会を実質的に保障するために大きな役割を果たすようになっている。

時代は変化しても、義務教育自体が、自立して生きていくための礎であって、修了後の人生に大きな可能性を広げることにもつながっているという意味は変わらない。また、不就学であった高齢者や不登校の児童生徒、外国人など学びたいと願う者には、学びへの扉が開かれているべきであることも言うまでもない。

しかし、高等学校に行くために中学校の教科を学びたいという日本人のニーズと、日本語を習得したいという多くの外国人のニーズがあるにもかかわらず、夜間中学という一つの学びの場集っている状況は無理があると考えられ、特に生徒数の約8割が外国人であることから、日本語学校化しているとの指摘³³も見られる。

各自治体それぞれの実情、実態を踏まえながら、学びの基盤を作る義務教育の一翼を担う夜間中学がどうあるべきか、教育機会確保法の成立から5年を迎え、改めてその意義や役割も問われている。

【参考文献】

「夜間中学の設置促進・充実について」（文部科学省HP〈https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/yakan/index.htm〉）

文部科学省「夜間中学の設置促進・充実に向けて【手引】（第2次改訂版）」（平30.7 〈https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/yakan/1381010.htm〉）

（やました よしひろ）

³³ 肥沼和之「日本語学校化する「夜間中学」の残念な実情」東洋経済オンライン（平成30年4月）〈<https://toyokeizai.net/articles/-/214218>〉